

第5章 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針

事後調査を行うこととした各項目について、事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針を表 5-1 に示す。

表 5-1 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針

項目	細項目	調査項目	事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針
工事計画確認調査		工事計画、工事方法、環境保全対策の実施状況	事後調査の結果について、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、その原因の把握に努めるとともに改善を図るものとする。
発生源強度確認調査	建設機械騒音	騒音レベル	
	建設機械振動	振動レベル	
大気質	建設機械排ガス	浮遊粒子状物質、二酸化窒素、風向・風速	
	建設作業粉じん	降下ばいじん	
	資材等運搬車両排ガス	浮遊粒子状物質、二酸化窒素、風向・風速	
騒音	資材等運搬車両騒音	騒音レベル	
	資材等運搬車両振動	振動レベル	
水質	アルカリ性排水	pH	
	濁水	SS	
植物	エビネモニタリング調査		エビネの生育箇所は、環境影響評価の手続後に確定した事業実施区域の外側に位置することが判明したことから、評価書に記載した保全措置（個体の移植）は行わず、生育状況の確認を行うこととした。 事後調査の結果について、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、その原因の把握に努めるとともに、専門家の助言も踏まえ、必要に応じて個体の移植の実施についても検討し、改善を図る。
生態系	オオタカモニタリング調査		事後調査の結果について、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、その原因の把握に努めるとともに、専門家の助言も踏まえ、必要に応じて工期の変更や使用重機の変更等についても検討し、改善を図る。

